

受動形個人線量計の導入及び 柏崎刈羽原子力発電所組織改編に伴う 保安規定の変更について

令和 4 年12月20日

東京電力ホールディングス株式会社

1. 申請の全体概要について

説明資料 P.3

2. 受動形個人線量計の導入に伴う保安規定変更について

説明資料 P.5

3. 柏崎刈羽原子力発電所組織改編に伴う保安規定変更について

説明資料 P.26

1. 申請の全体概要について

- 2022年11月11日に申請した柏崎刈羽原子力発電所（以下、「KK」という。）及び福島第二原子力発電所（以下、「2F」という。）保安規定変更認可申請書並びに同年12月2日に申請した2F廃止措置計画変更認可申請書の概要を以下に示す。

【保安規定変更認可申請の概要】

○受動形個人線量計の導入に伴う保安規定変更【KK, 2F】

- KK保安規定 第103条 (放射線計測器類の管理)の変更
- 2F保安規定 第50条 (放射線計測器類の管理)の変更

○柏崎刈羽原子力発電所組織改編に伴う保安規定変更【KK】

- KK保安規定 第4条 (保安に関する組織) の変更
第5条 (保安に関する職務) の変更

資料1 (本資料)
で説明

【廃止措置計画変更認可申請の概要】

○福島第二原子力発電所

受動形個人線量計の導入に伴う廃止措置計画の変更について【2F】

- 1号, 2号, 3号及び4号炉廃止措置計画
本文六 性能維持施設の変更

資料2で説明

2. 受動形個人線量計の導入に伴う 保安規定変更について

2-1. 変更の概要及び背景

(1) 変更の概要

- 受動形個人線量計の導入に伴い、柏崎刈羽原子力発電所（以下、「KK」という。）及び福島第二原子力発電所（以下、「2F」という。）の保安規定を変更する。
 - KK保安規定 第103条 (放射線計測器類の管理)の変更
 - 2F保安規定 第50条 (放射線計測器類の管理)の変更

(2) 背景

- 『放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則』の一部が改正され、外部被ばくの個人線量計の信頼性確保が義務化される（2023年10月1日施行）。
- 義務化に伴い、『放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド』に基づく対応が必要であり、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「JAB」という。）に認定された測定サービス事業者から受動形個人線量計※の提供を受けるか、自らJAB認定を取得して線量評価を行うことで個人線量計の信頼性が確保されることとなる。

※認証を受けた線量計が現状受動形個人線量計のみであり、電子式線量計でJAB認定を得た事業者はない。

- 当社としては、JAB認定された測定サービス事業者から提供される受動形個人線量計を使用して今後個人線量評価を実施する予定としていることから、運用変更に伴い、保安規定の関連個所を変更する(2023年4月1日から運用開始予定)。

2-2. 法令改正に伴う個人線量計の運用変更について

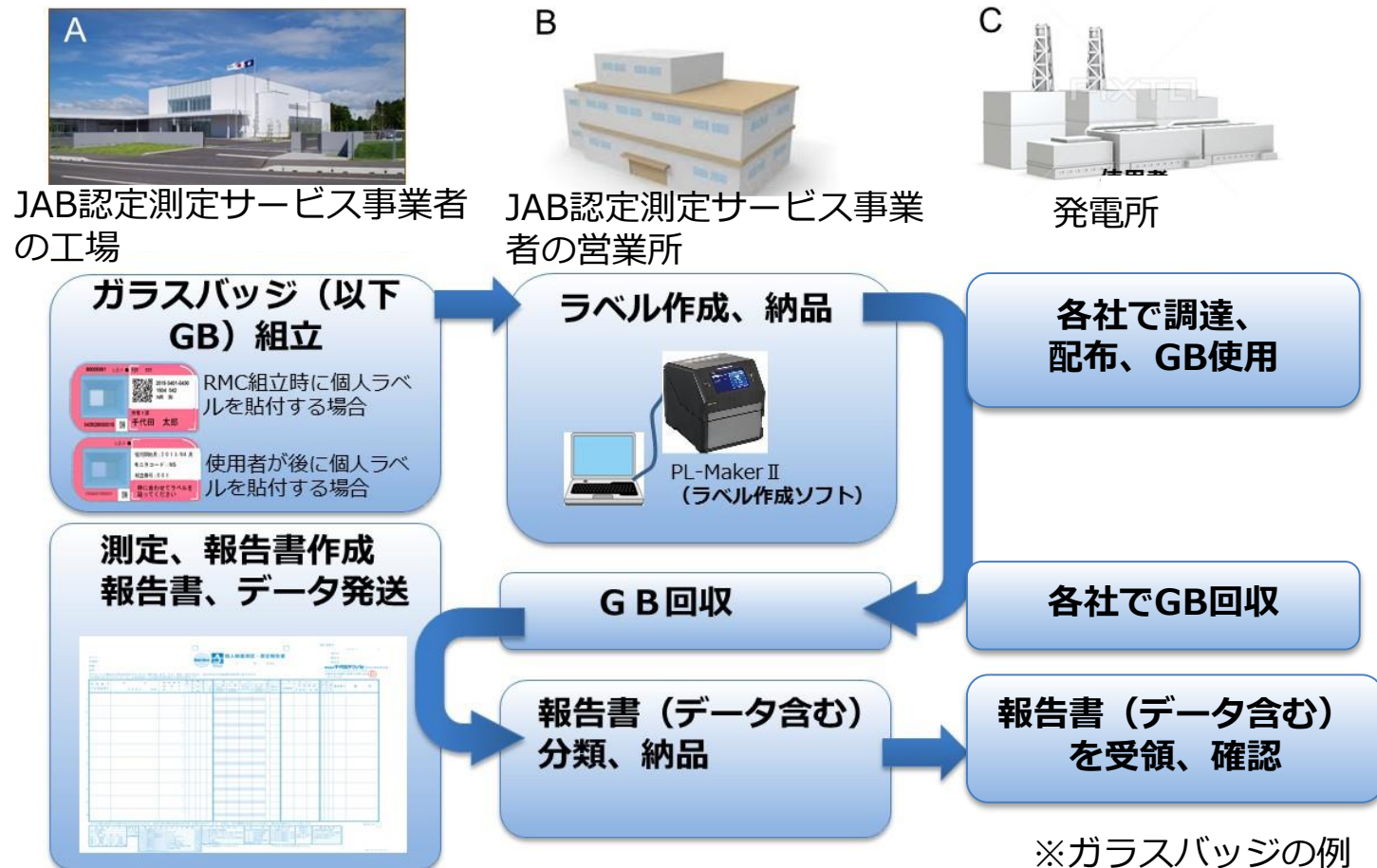
- 現在、2F・KKは電子式線量計を使用して、外部被ばく線量の測定を行っている。
- 法令改正に伴い、3か月に1回行う線量の評価用として受動形個人線量計を使用し作業件名毎や日々の線量管理の作業管理用として電子式線量計を使用する。

サイト	変更前		変更後	
KK 2F	評価用 【KK保安規定第100,103条 (2F保安規定第46,50条)】	作業管理用	評価用 【KK保安規定第100,103条 (2F保安規定第46,50条)】	作業管理用
	 <p>γβ-APD 電子式線量計</p>		 <p>又は</p> <p>受動形個人 線量計※1</p>	 <p>γβ-APD 電子式線量計</p>

※1：JAB認定取得済事業者の供給する線量計（ガラスバッジ【上段】，ルミネスバッジ【下段】）を使用する。

2-3. JAB認定測定サービス事業者から提供される受動形個人線量計について⁸

- JAB認定測定サービス事業者が、受動形個人線量計の組立・納品
- 発電所の各社が、毎月社内の受動形個人線量計を調達、配布、使用、回収
- 毎月、JAB認定測定サービス事業者が、受動形個人線量計の測定・報告
- 発電所の各社が、報告書（データ含む）を受領、確認



2-4. 保安規定変更の考え方

【変更の考え方】

- KK保安規定第103条（2F保安規定第50条）に記載する被ばく管理用計測器は、KK保安規定第100条（2F保安規定第46条）に定める線量の評価を行うための計測器を記載しており、定期的な点検と機能維持が要求されている。
- これまで当社では、外部被ばくによる線量の評価に用いる「電子式線量計」に対し、設備所管グループが定期的な点検等を行い、必要な数量を確保していたことから保安規定第103条に「電子式線量計」を記載している。
- 法令改正に伴い、外部被ばくによる線量の評価は、JAB認定測定サービス事業者が提供する「受動形個人線量計」を各社が毎月調達し、JAB認定測定サービス事業者が測定、点検及び校正を実施することになるため、保安規定第103条から「電子式線量計」を削除※する（設備所管グループによる点検等の対応はなく、当社及び各企業が受動形個人線量計を調達・配布・使用・回収する）。

※：「電子式線量計」は、日々の作業管理としての線量評価に用いることから、社内規定に維持管理の方針を規定する。

- 「受動形個人線量計」の管理（調達・配布・使用・回収）は、保安規定第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定する。
- なお、これらの考え方は、「受動形個人線量計」をすでに外部被ばく線量の評価用として使用している他の事業者においても同様である。

2-5. 保安規定の変更箇所 (KK : 第103条, 2F : 第50条)

【KK】

変更前

(放射線計測器類の管理)
 第103条 各GMは、表103及び表66-15の66-15-1 監視測定設備に定める放射線計測器類について、各表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

表103

分類	計測器種類	所管GM	数量
1.被ばく管理用計測器	電子式線量計	放射線安全GM	1式
	ホールボディカウンタ	放射線安全GM	1式



変更後

(放射線計測器類の管理)
 第103条 各GMは、表103及び表66-15の66-15-1 監視測定設備に定める放射線計測器類について、各表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

表103

分類	計測器種類	所管GM	数量
1.被ばく管理用計測器	電子式線量計	放射線安全GM	1式
	ホールボディカウンタ	放射線安全GM	1式

【2F】

変更前

(放射線計測器類の管理)
 第50条
 各GMは、表50に定める放射線計測器類について同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

表50

分類	計測器種類	所管GM	数量
1.被ばく管理用計測器	電子式線量計	放射線管理GM	1式
	ホールボディカウンタ	放射線管理GM	1台



変更後

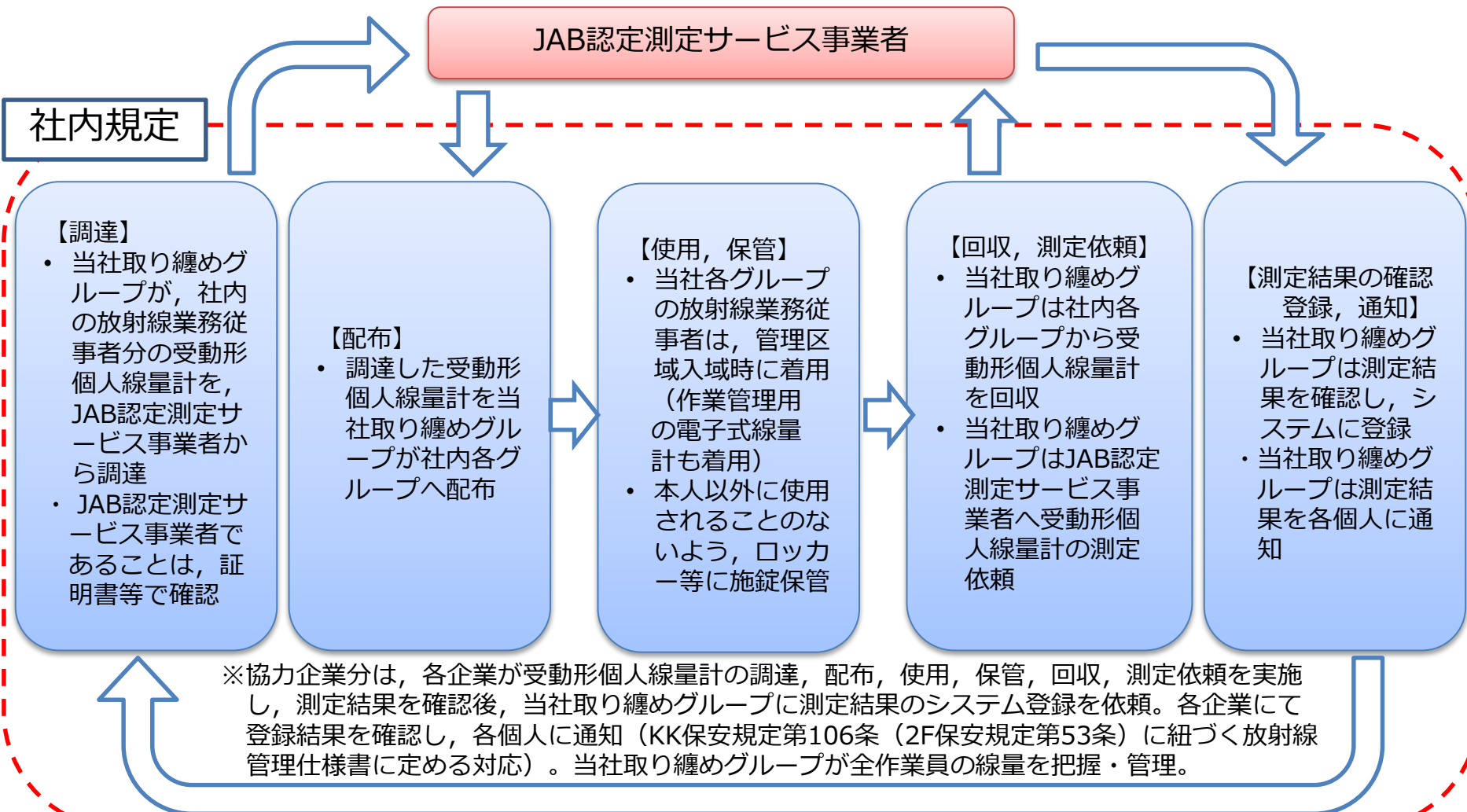
(放射線計測器類の管理)
 第50条
 各GMは、表50に定める放射線計測器類について同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

表50

分類	計測器種類	所管GM	数量
1.被ばく管理用計測器	電子式線量計	放射線管理GM	1式
	ホールボディカウンタ	放射線管理GM	1台

2-6. 社内規定における管理イメージ

- KK保安規定第103条（2F保安規定第50条）から個人線量計に係る記載は削除されるが、以下の通り保安規定第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に「受動形個人線量計」の管理の方法を規定する。



2-7. 保安規定変更に対する審査基準との整合性確認について

- 今回の申請のうち「受動形個人線量計の導入に伴う保安規定変更について」は「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」及び「廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準」における「線量，線量当量，汚染の除去等」及び「放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法」に該当する。
- 代表して「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」に対する整合性を次の通り示す。

【柏崎刈羽原子力発電所】

・実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準

審査基準	保安規定変更に対する 該当有無 (○：有り -：無し)	審査基準との整合性説明
実用炉規則第92条第1項第11号 線量、線量当量、汚染の除去等		
1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	○	・外部被ばくによる線量、内部被ばくによる線量を評価する頻度を定めて線量限度を超えないことを確認している。外部被ばくによる線量を測定する個人線量計は、「電子式線量計」から「受動形個人線量計」に変更するが、当社はJAB認定測定サービス事業者が提供する「受動形個人線量計」を毎月調達し、JAB認定測定サービス事業者が測定、点検及び校正を実施する。調達管理等、当社の管理として必要な事項を、第3条に紐づく社内規定に規定することから審査基準に整合している。なお、「電子式線量計」は作業管理用として使用し、第3条に紐づく社内規定に規定する。
(中略)		
実用炉規則第92条第1項第12号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法		
1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	○	・事業者が点検等の機能維持により「放射線測定器の管理」を行うものに対して「種類、所管箇所、数量」等の記載を要求するものであり、保安規定の変更後においても事業者が定期的な点検等を行い、必要な数量を確保するものについては引き続き記載されることから審査基準に整合している。
(省略)		

以下，参考資料

【変更内容】

『放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則』の改正は2023年10月に施行されるが、線量管理が年度管理であるため、附則に2023年4月1日から施行すると記載する。

【KK】

附 則

附則（令和 年 月 日 原規規発第 号）

（施行期日）

第1条

この規定の施行期日は、以下のとおりとする。

（中略）

（2）第103条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和5年4月1日から施行する。

【2F】

附 則

附則（令和 年 月 日 原規規発第 号）

（施行期日）

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和5年4月1日から施行する。

【柏崎刈羽原子力発電所】

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り -:無し)	設置許可との整合性
第7章 放射線管理			
第103条 放射線計測器類の管理	○ (本文五号, 九号, 十号) (添付書類八) (添付書類九) (添付書類十)	○	<p>本文五号 ((iv)個人管理用測定設備及び測定機器)において, 被ばく線量評価のため個人管理計測器を設ける旨記載されており, 事業者で定期的な点検等を行い, 必要な数量を確保する場合は保安規定(第103条)に記載する。今後は保安規定第3条(品質マネジメント計画)に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し, 管理をしていくことから整合している。</p> <p>本文九号 ((5) 個人被ばく管理)において, 個人被ばく管理として線量を測定評価する旨記載されており, 保安規定に基づき引き続き線量評価は実施していくことから整合している。</p> <p>本文十号 ((1)重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力)において, 個人線量計等の必要な資機材を配備する旨記載されており, 事業者で定期的な点検等を行い, 必要な数量を確保する場合は保安規定(第103条)に記載する。今後は保安規定第3条(品質マネジメント計画)に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し, 管理をしていくことから整合している。</p> <p>添付書類八において, 「外部被ばくによる線量当量を測定するフィルム・バッジ, 警報付デジタル線量計等と, 内部被ばくを評価するためのホール・ボディ・カウンタ等を備える。」ことが記載されており, 事業者で定期的な点検等を行い, 必要な数量を確保する場合は保安規定(第103条)に記載する。今後は保安規定第3条(品質マネジメント計画)に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し, 管理をしていくことから整合している。</p>

【柏崎刈羽原子力発電所】

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り -:無し)	設置許可との整合性
第7章 放射線管理			
第103条 放射線計測器類の管理	○ (本文五号, 九号, 十号) (添付書類八) (添付書類九) (添付書類十)	○	<p>添付書類九において、「(a) 放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の評価は、管理区域内において、警報付デジタル線量計等の線量当量測定器を着用させ、外部被ばくによる線量当量の積算値の定期的な測定等により行う。」ことが記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定（第103条）に記載する。今後は保安規定第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。</p> <p>また、「(b) 管理区域に立ち入る場合には、上記線量当量測定器の着用を確認し、外部被ばくによる線量当量をその日ごとに測定する。」ことが記載されており、この記載は設置許可変更当時のものであるが、今後は定期的な測定として用いる受動形個人線量計とその日ごとに管理を行う電子式線量計それぞれを保安規定第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。</p> <p>添付書類十において、「個人線量計等の必要な資機材を配備する。」こと、「線量計、食料等の資機材を確保する。」こと及び「緊急時対策要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）及びチェンジングエリア用資機材を配備する」ことが記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定（第103条）に記載する。今後は保安規定第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。</p>

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（6号炉及び7号炉抜粋）	設置許可との整合性説明																																						
<p>第7章 放射線管理 （放射線計測器類の管理）</p> <p>第103条 各GMは、表103及び表66-15の66-15-1監視測定設備に定める放射線計測器類について、各表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表103</p> <table border="1" data-bbox="67 429 676 729"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>化学管理GM</td> <td>1台※1</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線安全GM</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>296台※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：表91の試料放射能測定装置と共用。 ※2：管理区域外測定用の14台を含む。</p> <p>（省略）</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量	1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線安全GM	1台	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台	退出モニタ	放射線安全GM	7台	試料放射能測定装置	化学管理GM	1台※1	集積線量計	放射線安全GM	1式	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	9台	エリアモニタ	計測制御GM	296台※2	4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台	<p>〔本文〕</p> <p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 （中略）</p> <p>(iv)個人管理用測定設備及び測定機器（1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号炉共用、一部既設） 放射線業務従事者等の被ばく及び内部被ばくによる線量評価のため個人管理計測器及びホール・ボディ・カウンタを設ける。 （略）</p> <p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 （中略）</p> <p>(5) 個人被ばく管理 放射線業務従事者の個人被ばく管理は、線量を測定評価するとともに定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状態を把握することによって行う。 なお、放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者については、外部被ばくによる線量当量の測定等により評価を行う。 （略）</p> <p>十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項 （中略）</p> <p>(1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力 （中略）</p> <p>(c-2-1) 炉心損傷及び原子炉格納容器の破損による高線量の環境下において、事故対応のために着用するマスク、高線量対応防護服及び個人線量計等の必要な資機材を配備する。 （略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本文五号（(iv)個人管理用測定設備及び測定機器）において、被ばく線量評価のため個人管理計測器を設ける旨記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定（第103条）に記載する。今後は保安規定第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。 本文九号（(5) 個人被ばく管理）において、個人被ばく管理として線量を測定評価する旨記載されており、保安規定に基づき引き続き線量評価は実施していくことから整合している。 本文十号（(1)重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力）において、個人線量計等の必要な資機材を配備する旨記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定（第103条）に記載する。今後は保安規定第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。
分類	計測器種類	所管GM	数量																																					
1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線安全GM	1台																																					
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台																																					
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台																																					
	退出モニタ	放射線安全GM	7台																																					
	試料放射能測定装置	化学管理GM	1台※1																																					
	集積線量計	放射線安全GM	1式																																					
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	9台																																					
	エリアモニタ	計測制御GM	296台※2																																					
4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台																																					
	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台																																					

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（6号炉及び7号炉抜粋）	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理	<p>[添付書類八]</p> <p>1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 (中略)</p> <p>8.1.1.4.4 個人管理用測定設備及び測定機器（1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号炉共用、一部既設） 個人の線量管理のため、外部被ばくによる線量当量を測定するフィルム・バッジ、警報付デジタル線量計等と、内部被ばくを評価するためのホール・ボディ・カウンタ等を備える。 (略)</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2.5 個人被ばく管理 放射線業務従事者の個人被ばく管理は、線量を常に測定評価するとともに定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状態を把握することによって行う。 なお、請負業者の放射線業務従事者の個人被ばく管理については、「実用炉規則」に定められるものについて、当社の放射線業務従事者に準じて扱う。 (中略)</p> <p>(3) 線量の管理 放射線業務従事者の線量が、線量限度を超えないよう被ばく管理上必要な措置を講ずる。</p> <p>a. 外部被ばくによる線量の評価</p> <p>(a) 放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の評価は、管理区域内において、警報付デジタル線量計等の線量当量測定器を着用させ、外部被ばくによる線量当量の積算値の定期的な測定等により行う。</p> <p>(b) 管理区域に立ち入る場合には、上記線量当量測定器の着用を確認し、外部被ばくによる線量当量をその日ごとに測定する。 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類八において、「外部被ばくによる線量当量を測定するフィルム・バッジ、警報付デジタル線量計等と、内部被ばくを評価するためのホール・ボディ・カウンタ等を備える。」ことが記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定（第103条）に記載する。今後は保安規定第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。 添付書類九において、「(a) 放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の評価は、管理区域内において、警報付デジタル線量計等の線量当量測定器を着用させ、外部被ばくによる線量当量の積算値の定期的な測定等により行う。」ことが記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定（第103条）に記載する。今後は保安規定第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。 <p>また、「(b) 管理区域に立ち入る場合には、上記線量当量測定器の着用を確認し、外部被ばくによる線量当量をその日ごとに測定する。」については、この記載は設置許可変更当時のものであるが、今後は定期的な測定として用いる受動形個人線量計とその日ごとに管理を行う電子式線量計それぞれを保安規定第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。</p>

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（6号炉及び7号炉抜粋）	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理	[添付書類十] 5.2.1.3 大規模損壊の発生に備えた設備及び資機材の配備 （中略） c. 炉心損傷及び原子炉格納容器の破損による高線量の環境下において、事故対応のために着用するマスク、高線量対応防護服、個人線量計等の必要な資機材を配備する。 d. 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。 （中略） 1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等 （中略） (1) 放射線管理 a. 放射線管理用資機材の維持管理等 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、7日間外部からの支援がなくとも緊急時対策要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。 （略）	・添付書類十において、「個人線量計等の必要な資機材を配備する。」こと、「線量計、食料等の資機材を確保する。」こと及び「緊急時対策要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）及びチェンジングエリア用資機材を配備する」ことが記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定（第103条）に記載する。今後は保安規定第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。

【福島第二原子力発電所】

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り -:無し)	廃止措置計画記載有無 (○:有り -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り -:無し)	設置許可／廃止措置計画との整合性
第7章 放射線管理				
第50条 放射線計測器類の管理	○ (本文五号※) (本文九号) (添付書類八) (添付書類九)	○ (本文六号) (添付書類三)	○	【設置許可】 本文五号(4) 個人管理用測定設備及び測定機器)において、個人管理用計測器を設ける旨記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定(第50条)に記載する。今後は保安規定第3条(品質マネジメント計画)に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。 本文九号(5) 個人被ばく管理)において、個人被ばく管理として線量を測定評価する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 添付書類八において、「外部被曝線量を測定するフィルム・バッジ、ポケット線量計等と、内部被曝を評価するためのホール・ボディ・カウンタ等を備える。」ことが記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定(第50条)に記載する。今後は保安規定第3条(品質マネジメント計画)に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。

※：設置許可本文五号の記載については3号及び4号炉から抜粋している。

【福島第二原子力発電所】

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り -:無し)	廃止措置計画記載有無 (○:有り -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り -:無し)	設置許可／廃止措置計画との整合性
第7章 放射線管理				
第50条 放射線計測器類の管理	○ (本文五号※) (本文九号) (添付書類八) (添付書類九)	○ (本文六号) (添付書類三)	○	<p>【設置許可(続き)】</p> <p>添付書類九において、「(a)放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の評価は、管理区域内において、警報付デジタル線量計等の線量当量測定器を着用させ、外部被ばくによる線量当量の積算値の定期的な測定等により行う。」ことが記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定(第50条)に記載する。今後は保安規定第3条(品質マネジメント計画)に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。</p> <p>また、「(b)管理区域に立ち入る場合には、上記線量当量測定器の着用を確認し、外部被ばくによる線量当量をその日ごとに測定する。」ことが記載されており、この記載は設置許可変更当時のものであるが、今後は定期的な測定として用いる受動形個人線量計とその日ごとに管理を行う電子式線量計それぞれを保安規定第3条(品質マネジメント計画)に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。</p> <p>【廃止措置計画】</p> <p>廃止措置計画本文六号(第6-2表 性能維持施設(1号及び2号炉共用又は1号、2号、3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備))の位置及び種類の記載については、保安規定の変更に合わせて変更する。</p> <p>添付書類三において、被ばく線量を測定評価する旨記載されており、保安規定に基づき引き続き測定評価は実施していくことから整合している。</p>

※:設置許可本文五号の記載については3号及び4号炉から抜粋している。

【福島第二原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉抜粋）	廃止措置計画記載（1号炉抜粋）	設置許可／廃止措置計画との整合性説明																																						
<p>第7章 放射線管理</p> <p>（放射線計測器類の管理）</p> <p>第50条</p> <p>（中略）</p> <p>表50</p> <table border="1" data-bbox="81 396 645 661"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1.被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線管理GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>放射線管理GM</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2.放射線管理用計測器</td> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>放射線管理GM</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>放射線管理GM</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>廃棄物管理GM</td> <td>1台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>放射線管理GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3.放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線管理GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>52台^{*2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4.環境放射能計測器</td> <td>試料放射能測定装置^{*3}</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>放射線管理GM</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>（省略）</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量	1.被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理GM	1台	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理GM	5台	2.放射線管理用計測器	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線管理GM	5台	退出モニタ	放射線管理GM	4台	試料放射能測定装置	廃棄物管理GM	1台 ^{*1}	集積線量計	放射線管理GM	1式	3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線管理GM	7台	エリアモニタ	計測制御GM	52台 ^{*2}	4.環境放射能計測器	試料放射能測定装置 ^{*3}	-	-	積算線量計測定装置	放射線管理GM	1台	<p>〔本文〕</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>チ.放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>（中略）</p> <p>（4）個人管理用測定設備及び測定機器（1号、2号、3号、4号炉共用、既設） 個人管理用計測器 1式 ホール・ボディ・カウンタ 1式</p> <p>（中略）</p> <p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>（中略）</p> <p>（5）個人被ばく管理</p> <p>放射線業務従事者の個人被ばく管理は、線量を測定評価するとともに定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状態を把握することによって行う。</p> <p>（略）</p> <p>〔添付書類八〕</p> <p>11.2.3.4 個人管理用測定設備及び測定機器</p> <p>個人の被曝線量管理のため、外部被曝線量を測定するフィルム・バッジ、ポケット線量計等と、内部被曝を評価するためのホール・ボディ・カウンタ等を備える。</p> <p>（略）</p>		<p>〔設置許可〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 本文五号（4）個人管理用測定設備及び測定機器において、個人管理用計測器を設ける旨記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定（第50条）に記載する。今後は保安規定第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。 本文九号（5）個人被ばく管理において、個人被ばく管理として線量を測定評価する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 添付書類八において、「外部被曝線量を測定するフィルム・バッジ、ポケット線量計等と、内部被曝を評価するためのホール・ボディ・カウンタ等を備える。」ことが記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定（第50条）に記載する。今後は保安規定第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。
分類	計測器種類	所管GM	数量																																						
1.被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理GM	1台																																						
	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理GM	5台																																						
2.放射線管理用計測器	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線管理GM	5台																																						
	退出モニタ	放射線管理GM	4台																																						
	試料放射能測定装置	廃棄物管理GM	1台 ^{*1}																																						
	集積線量計	放射線管理GM	1式																																						
3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線管理GM	7台																																						
	エリアモニタ	計測制御GM	52台 ^{*2}																																						
4.環境放射能計測器	試料放射能測定装置 ^{*3}	-	-																																						
	積算線量計測定装置	放射線管理GM	1台																																						

※：設置許可本文五号の記載については3号及び4号炉から抜粋している。

【福島第二原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉抜粋）	廃止措置計画記載（1号炉抜粋）	設置許可／廃止措置計画との整合性説明
第7章 放射線管理	<p>[添付書類九]</p> <p>2.4 個人被ばく管理 (中略)</p> <p>a. 外部被ばくによる線量の評価</p> <p>(a) 放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の評価は、管理区域内において、警報付デジタル線量計等の線量当量測定器を着用させ、外部被ばくによる線量当量の積算値の定期的な測定等により行う。</p> <p>(b) 管理区域に立ち入る場合には、上記線量当量測定器の着用を確認し、外部被ばくによる線量当量をその日ごとに測定する。</p> <p>(略)</p>		<p>【設置許可】</p> <p>・添付書類九において、「(a) 放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の評価は、管理区域内において、警報付デジタル線量計等の線量当量測定器を着用させ、外部被ばくによる線量当量の積算値の定期的な測定等により行う。」ことが記載されており、事業者で定期的な点検等を行い、必要な数量を確保する場合は保安規定（第50条）に記載する。今後は保安規定第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。</p> <p>また、「(b) 管理区域に立ち入る場合には、上記線量当量測定器の着用を確認し、外部被ばくによる線量当量をその日ごとに測定する。」ことが記載されており、この記載は設置許可変更当時のものであるが、今後は定期的な測定として用いる受動形個人線量計とその日ごとに管理を行う電子式線量計それぞれを保安規定第3条（品質マネジメント計画）に紐づく社内規定に詳細な管理の方法を規定し、管理をしていくことから整合している。</p>

【福島第二原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（1号炉抜粋）	廃止措置計画記載（1号炉抜粋）	設置許可／廃止措置計画との整合性説明
第7章 放射線管理		<p>[本文]</p> <p>六 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設 第6-2表 性能維持施設（1号及び2号炉共用又は1号、2号、3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備）（5 / 1 1） （中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置：事務建屋内、サービス建家内、廃棄物処理建屋内、固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器、シリコン半導体検出器 <p>[添付書類三]</p> <p>1.1. 放射線管理に関する基本方針・具体的方法 （中略）</p> <p>(3) 放射線業務従事者に対しては、被ばく線量を測定評価し 線量の低減に努める。 （中略）</p> <p>1.6. 個人被ばく管理 放射線業務従事者の個人被ばく管理は、線量を測定評価するとともに定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状態を把握することによって行う。 （略）</p>	<p>【廃止措置計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置計画本文六号（第6-2表 性能維持施設（1号及び2号炉共用又は1号、2号、3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備）の位置及び種類の記載については、保安規定の変更に合わせて変更する。 <p>・添付書類三において、被ばく線量を測定評価する旨記載されており、保安規定に基づき引き続き測定評価は実施していくことから整合している。</p>

参考. 保安規定変更に対する審査基準との整合性確認について

- 「廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準」に対する整合性を次の通り示す。

【福島第二原子力発電所】

・廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準

審査基準	保安規定変更に対する 該当有無 (○:有り - :無し)	審査基準との整合性説明
(10) 線量、線量当量、汚染の除去等 ・実用炉規則第92条第3項第10号 ・研開炉規則第87条第3項第11号	/	/
本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	○	・線量限度を超えないための措置として、個人線量計を「電子式線量計」から「受動形個人線量計」に変更する。当社はJAB認定測定サービス事業者が提供する「受動形個人線量計」を毎月調達し、測定、定期的な点検、機能維持はJAB認定測定サービス事業者が実施する。調達管理等、当社の管理として必要な事項を、第3条に紐づく社内規定に規定することから審査基準に整合している。なお、「電子式線量計」については、作業管理用として機能を維持する。
(中略)		
(11) 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 ・実用炉規則第92条第3項第11号 ・研開炉規則第87条第3項第12号	/	/
本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	○	・事業者が点検等の機能維持により「放射線測定器の管理」を行うものに対して「種類、所管箇所、数量」等の記載を要求するものであり、保安規定の変更後においても事業者が定期的な点検等を行い、必要な数量を確保するものについては引き続き記載されることから審査基準に整合している。
(省略)		

3. 柏崎刈羽原子力発電所組織改編に伴う 保安規定変更について

3-1. 変更の概要及び背景

(1) 変更の概要

- 柏崎刈羽原子力発電所（以下、「KK」という。）組織として「第二保全部」に、新グループを設置する。新グループの設置に伴い、KKの保安規定を変更する。
 - KK保安規定 第4条（保安に関する組織）の変更
第5条（保安に関する職務）の変更

(2) 背景

- KK保安規定（第5条）では、本社組織（原子力設備管理部）の職務は設計管理までとなっており、施設管理（工事、建設、作業管理、保全）に関する業務は発電所組織（保全部）の職務と定められている。
- これまで、安全施設に係る設計は、本社組織を中心に実施してきたが、設計の進捗に伴い発電所組織として第二保全部内に安全施設の施設管理に係る新グループを設置する。
- 新グループの設置に伴い、保安規定の関連箇所を変更する。

3-2. 保安規定の変更箇所（第4条）

【変更内容】

第二保全部内に 安全施設の施設管理に係る「安全施設工事プロジェクトグループ」を設置する。設置に伴い、保安規定（第4条）の記載を以下の通り変更する。

（保安に関する組織）

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

変更前

【柏崎刈羽原子力発電所】

所長

ユニット所長
(5~7号)

第二保全部

原子炉グループ

電気機器グループ

変更後

【柏崎刈羽原子力発電所】

所長

ユニット所長
(5~7号)

第二保全部

原子炉グループ

電気機器グループ

安全施設工事プロジェクトグループ

3-3. 保安規定の変更箇所（第5条）

【変更内容】

設置に伴い、保安規定（第5条）の記載を以下の通り変更する。

変更前	変更後
<p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>（37）コンフィグレーションマネジメントグループは、発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>（<u>38</u>）発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p>	<p>（中略）</p> <p>（37）コンフィグレーションマネジメントグループは、発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う。</p> <p><u>（38）安全施設工事プロジェクトグループは、安全施設に係る施設管理に関する業務を行う。</u></p> <p>（<u>39</u>）発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p>

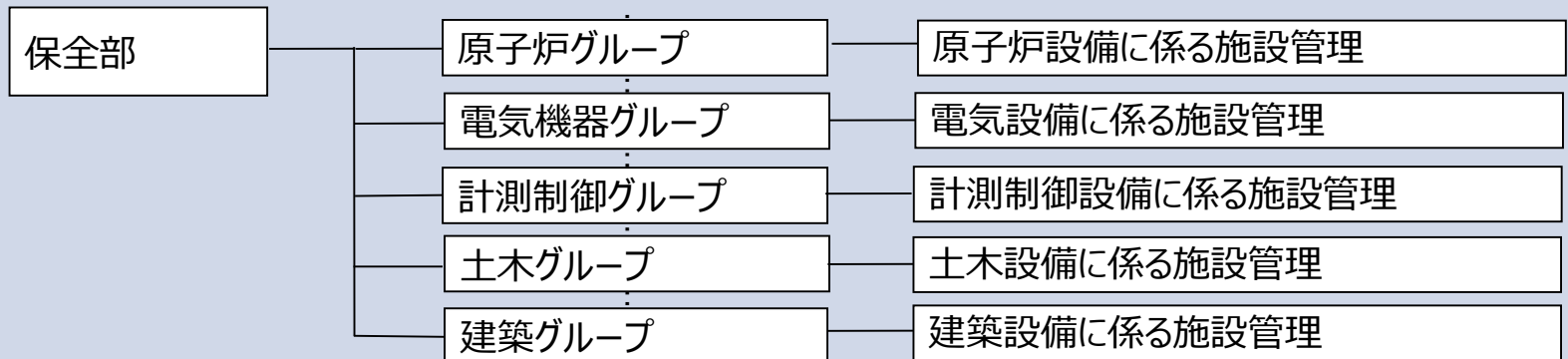
3-4. 職務等の具体的な変更について

【変更内容】

新グループの設置に伴う，業務分掌は以下の通り。

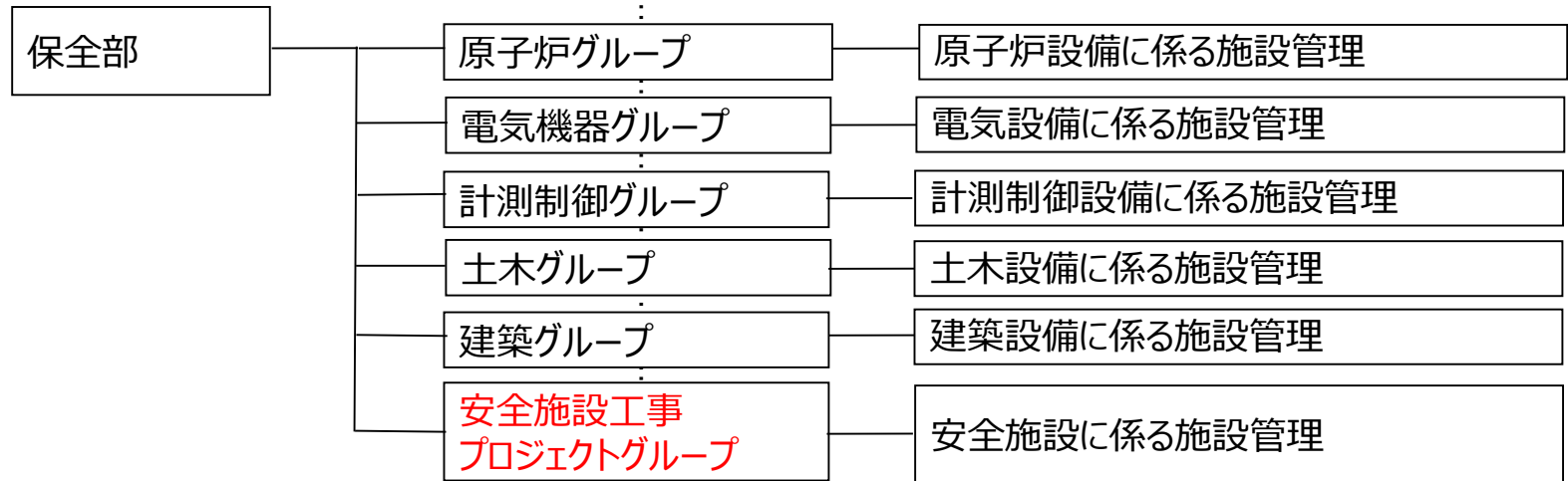
変更前

【柏崎刈羽原子力発電所】



変更後

【柏崎刈羽原子力発電所】



3 - 5. 保安規定変更に対する審査基準との整合性確認について

- 今回の申請のうち「柏崎刈羽原子力発電所組織改編に伴う保安規定変更について」は「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」における「発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織」に該当する。
- 審査基準に対する整合性を次の通り示す。

【柏崎刈羽原子力発電所】

・実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準

審査基準 (実用炉規則第9 2条第1項第3号 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織)	保安規定変更に対する 該当有無 (○:有り - :無し)	審査基準との整合性説明
1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	-	-
2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	○	・発電所に設置する新グループの体制及び職務内容が定められていることから、審査基準に整合している。

以下，参考資料

参考. 保安規定の変更箇所（附則）

【変更内容】

新グループの設置については、現状適宜設置の準備を進めており、原子力規制委員会からの認可後、工事準備の進捗等に合わせて、当社が定める日から施行する。

附 則

附則（令和 年 月 日 原規規発第 号）
（施行期日）

第1条

この規定の施行期日は、以下のとおりとする。

（1）第4条及び第5条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。

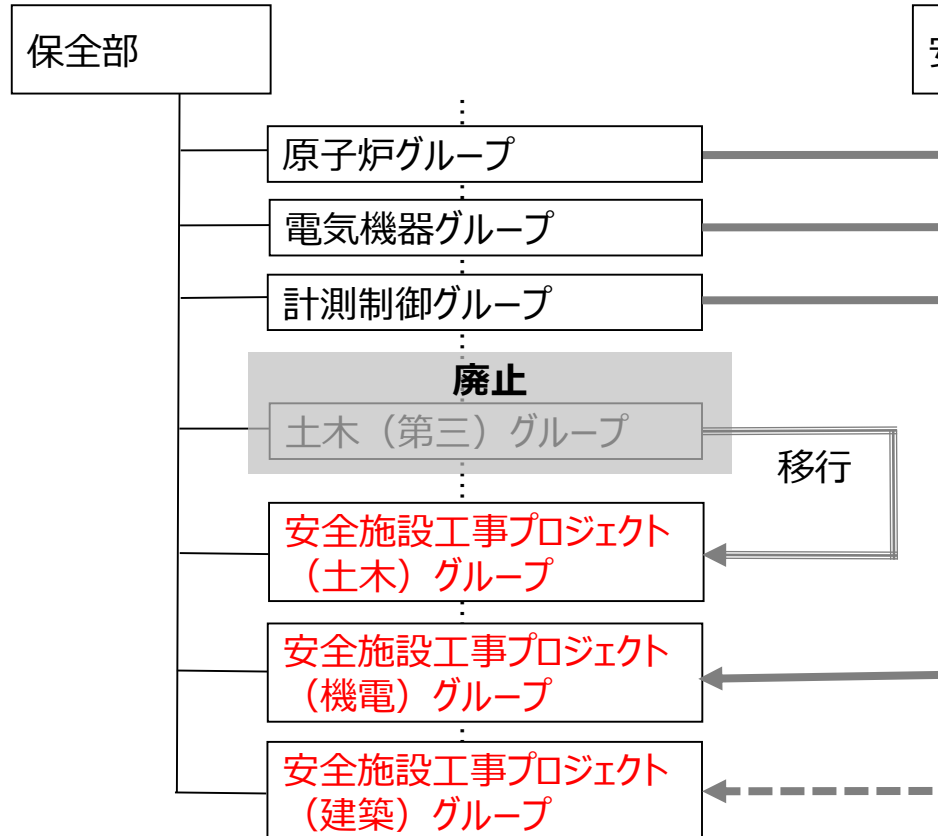
参考. 【補足】新グループへの要員配置の考え方について

【変更内容】

新グループの設置に際しては，工事業務の力量や経験を有する要員を配置する。
 なお，新グループの執務場所は，設計側の近傍とし，設計－工事の連携を図る。

【発電所】

柏崎刈羽原子力発電所



【本社】

原子力設備管理部

安全施設建設センター

建築グループ

凡例

- ← : 機電要員
- ←← : 土木要員
- ←- - : 建築要員

設計業務が完了次第，工事業務へ移行

【柏崎刈羽原子力発電所】

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り -:無し)	設置許可との整合性
第3章 体制及び評価			
第1節 保安管理体制			
第4条 保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	○	<p>本文十一号(5.5責任, 権限及びコミュニケーション), 添付書類五において, 組織の責任と権限を明確化する旨及び組織は保安規定等で定められた業務所掌に基づき業務を適格に実施する旨記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>なお, 添付書類五, 添付書類八(11.2保安管理体制)に記載の組織は, 設置許可変更当時のものであるが, 保安規定記載は組織の責任と権限, 業務所掌等を明確にした上で, 現組織に合わせて変更していることから整合性は図れている。</p>
第5条 保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五)	○	<p>本文十一号(5.5責任, 権限及びコミュニケーション), 添付書類五において, 組織の責任と権限を明確化する旨及び組織は保安規定等で定められた業務所掌に基づき業務を適格に実施する旨記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>なお, 添付書類五に記載の組織は, 設置許可変更当時のものであるが, 保安規定記載は組織の責任と権限, 業務所掌等を明確にした上で, 現組織に合わせて変更していることから整合性は図れている。</p>

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文 (変更後)	設置許可記載 (6号炉及び7号炉抜粋)	設置許可との整合性説明
<p>第3章 体制及び評価 (保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> <p>【本社】</p> <p>社長 (内部監査室長) — 内部監査室 — 柏崎刈羽原子力監査グループ^{※1}</p> <p>管理責任者 (原子力・立地本部長) — 原子力・立地本部 — 原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理センター、原子力燃料調達センター、原子力人材育成センター</p> <p>原子力発電保安委員会</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所】</p> <p>※1 原子炉主任技術者^{※4}</p> <p>※2 一 所 長</p> <p>原子力発電保安運営委員会</p> <p>電気主任技術者^{※4}</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者^{※4}</p> <p>所長付 労働人事グループ、セキュリティ管理、原子力安全センター (安全総括部、放射線安全部)、ユニット所長 (1~4号) (第一運転管理部、第一保全部)、ユニット所長 (5~7号) (第二運転管理部、第二保全部)</p> <p>※1: 発電所に常駐。 ※2: 福島第二原子力発電所に常駐。 ※3: それぞれ1グループで1~7号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。) ※4: 原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p>	<p>[本文]</p> <p>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (中略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 (2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。 (4) 関係法令を遵守する。 <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者 (以下「管理者」という。) に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ol style="list-style-type: none"> a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。 c) 個別業務の実施状況に関する評価を行う。 d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。 e) 関係法令を遵守する。 <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。 c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。 <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(略)</p>	<p>・本文十一号 (5.5責任、権限及びコミュニケーション) において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（6号炉及び7号炉抜粋）	設置許可との整合性説明
第3章 体制及び評価	<p>[添付書類五]</p> <p>1. 組織 本変更に係る設計及び運転等は第1 図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43 条の3 の24 第1 項の規定に基づく柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで柏崎刈羽原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。 （略）</p> <p>[添付書類八]</p> <p>11.2 保安管理体制 原子力発電の安全確保に係る基本的事項について審議するため、本社組織として原子力発電保安委員会を設ける。 発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、総務部、原子力安全センター所長、安全総括部、防災安全部、放射線安全部、ユニット所長、運転管理部、保全部をもって構成する。 さらに、発電所における発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため原子力発電保安運営委員会を設ける。 （略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類五における「組織は、保安規定等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで柏崎刈羽原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する」の記載と保安規定記載は整合している。なお、添付書類五に記載の組織は、設置許可変更当時のものであるが、保安規定記載は組織の責任と権限、業務所掌等を明確にした上で、現組織に合わせて変更していることから整合性は図れている。 添付書類八（11.2保安管理体制）に記載の組織は、設置許可変更当時のものであるが、保安規定記載は組織の責任と権限、業務所掌等を明確にした上で、現組織に合わせて変更していることから整合性は図れている。

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（6号炉及び7号炉抜粋）	設置許可との整合性説明
<p>第3章 体制及び評価</p> <p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>（37）コンフィグレーションマネジメントグループは、発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>（38）安全施設工事プロジェクトグループは、安全施設に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>（39）発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>（省略）</p>	<p>〔本文〕</p> <p>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（中略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。</p> <p>(4) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</p> <p>c) 個別業務の実施状況に関する評価を行う。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>（略）</p>	<p>・本文十一号（5.5責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（6号炉及び7号炉抜粋）	設置許可との整合性説明
<p>第3章 体制及び評価</p>	<p>[添付書類五]</p> <p>1. 組織 本変更に係る設計及び運転等は第1 図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43 条の3の24 第1 項の規定に基づく柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで柏崎刈羽原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。 （略）</p>	<p>・添付書類五における「組織は、保安規定等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで柏崎刈羽原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する」の記載と保安規定記載は整合している。なお、添付書類五に記載の組織は、設置許可変更当時のものであるが、保安規定記載は組織の責任と権限、業務所掌等を明確にした上で、現組織に合わせて変更していることから整合性は図れている。</p>